

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更の概要について

令和元年10月10日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

前文（1ページ）

- 豚コレラの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、豚コレラの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することや飼養衛生管理水準を更に高め、かつ遵守のための指導を徹底する必要があることを明記。

第1章 基本方針

第1 基本方針（3ページ）

- 発生時には、迅速なと殺、死体の処理等に加え、都道府県が疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視することが重要であることを追記。
- 野生いのししに感染が確認された場合に、野生いのししにおけるまん延防止及び農場への侵入防止に万全を期す必要があるため、国、都道府県、市町村等の役割分担について明記。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備（5ページ）

- 都道府県の取組として、飼料販売業者、死亡獣畜運搬業者等への飼養衛生管理の周知や、と畜場、化製処理場、共同堆肥施設等の家畜処理施設における消毒設備の設置の指導、食品残さやごみの放置対策について追記。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査（8ページ）

- 都道府県は、関係機関及び関係団体等の協力のもと、野生いのししの生息状況の把握及び野生いのししの豚コレラとアフリカ豚コレラの抗原検査（PCR検査）を実施することを追記。

第3-2 野生いのししの捕獲の強化、経口ワクチンの散布（9ページ）

- 国は、野生イノシシの捕獲の強化を推進するとともに、経口ワクチンの散布を含む野生イノシシ対策の有効性評価に基づき、野生いのししでの感染拡大時の使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ決定することを追記。

第3-3 予防的ワクチン（9ページ）

- 現在の野生いのししにおける感染拡大状況等を踏まえ、予防的ワクチン接種の規定を追記。また、接種に当たり、接種区域、実施時期、接種農場の管理等の考え方について明記。

第3章 まん延防止対策

第4 異常豚等の発見及び検査の実施（14ページ）

- 豚コレラを疑う異常豚（特定症状を告示済み）が確認された場合の早期通報の徹底を明記。
- 野生いのししで豚コレラウイルスの感染が確認された場合、周辺農場へ立ち入り、臨床症状を確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を指導することを追加。併せて、猟友会等の協力を得て、野生いのししの捕獲等により本病の浸潤状況を調査することを明記。

第5 病性等の判定（18ページ）

- 実質的な内容の変更はなし。

第6 病性等判定時の措置（21ページ）

- 実質的な内容の変更はなし。

第7 発生農場等における防疫措置（24ページ）

- 都道府県は、発生農場の防疫措置の前後に、周辺の農場へのウイルスの拡散を防止するために、粘着シートの設置や殺鼠剤・消石灰の散布等を行う旨を明記。

第8 通行の制限又は遮断（28ページ）

- 実質的な内容の変更なし。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (29 ページ)

- 都道府県は、制限区域内の飼養者に対し、毎日の健康観察、野生いのしし等の野生動物の農場への侵入防止策の徹底を指導すること及び法第 52 条に基づく毎日の豚の死亡頭数等について報告を求めることを明記。

第10 家畜集合施設の開催等の制限 (34 ページ)

- 実質的な内容の変更なし。

第11 消毒ポイントの設置 (36 ページ)

- 実質的な内容の変更なし。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認 (37 ページ)

- 疫学関連家畜が飼養されていることが確認された場合は、直ちに農場に立入り、特定症状の有無を確認することを明記。
- 都道府県は、疫学関連家畜が飼養されている農場の飼養者に対し、毎日の健康観察の徹底を指導すること及び法第 52 条に基づく毎日の死亡頭数等の報告を求めることを明記。
- 疫学関連家畜飼養農場において、まん延防止措置が適切にとられている場合は、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ豚等を移動できる旨を明記。また、その際の要件及び検査内容について明記。

第13 緊急ワクチン (40 ページ)

- 実質的な内容の変更なし。

第14 家畜の再導入 (41 ページ)

- 発生農場において、再開のために家畜を再導入する場合には、モニター豚を導入し、当該農場の清浄性を確認するための検査を実施する旨を明記。

第15 発生の原因究明 (42 ページ)

- 実質的な内容の変更なし。

第4章 その他

第16 その他 (43 ページ)

- 実質的な内容の変更なし。